

## 悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について

岐阜市告示第11号

平成8年4月1日

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域を指定するとともに、同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を定めたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

### 悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準

（悪臭原因物の規制地域）

第1条 悪臭防止法第3条の規定により、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、岐阜市の全域とする。

（特定悪臭物質の規制基準）

第2条 悪臭防止法第4条第1項の規定により、指定地域における特定悪臭物質の規制基準は、次のとおりとする。

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質を含む気体の規制基準

	特定悪臭物質	大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度（単位 百万分率）
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	二硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質を含む気体の当

### 該排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 $q$ 、 $He$ 及び $Cm$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

$He$  イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$Cm$  (1)に規定する悪臭物質ごとの値（単位 百万分率）

イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = H_0 + 0.65 ( Hm + Ht )$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58 / V}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\frac{Q \cdot V}{1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}}} + 1$$

これらの式において、 $He$ 、 $H_0$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$He$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H_0$  排出口の実高さ（単位 メートル）

$Q$  温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

$V$  排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

$T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 事業場から排出される特定悪臭物質を含む水の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸

、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水の濃度の許容限度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

これらの式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

$k$  次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

$C_m$  (1)に規定する悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を越える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を越える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	3.2
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を越える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	6.3
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.4
		0.1立方メートル毎秒を越える場合	2.9

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。